(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月30日

(宛先) 松山市長

提出者

住 所 松山市来住町1091番地1 氏 名 愛媛生協病院 院長 今村高暢 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 089-976-7001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	愛媛生協病院
事	業場の所在地	松山市来住町1091番地1
計	画期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日
当計	<b>该事業場において現に行っ</b>	っている事業に関する事項
	①事業の種類	83 病院
	②事業の規模	病床数 88床
	③ 従 業 員 数	280人
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程		感染性廃棄物発生→院内一時保管→院内収集運搬→感染廃棄物保管 庫→運搬業者による収集運搬→処理場にて破砕・滅菌・乾燥・減容処 理→埋め立て

(日本産業規格 A列4番)

## (第2面) 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 「特別管理産業廃棄物管理責任者」 愛媛生協病院 院長 「取扱責任者」 総務課長 「取扱責任補助者」 3階病棟師長 4階病棟師長 薬剤科、検査室、放射線科 各部署責任者 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度( 令和3年度) 実績】 特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物 排 出 量 57.822 t t ① 現状 (これまでに実施した取組) 廃棄物が適切に分類、廃棄されているか確認し、処理業者の収 集・運搬に立ち会い、マニュフェストの管理をしっかり行っている。 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物 排 出 量 49.0 t t ②計画 (今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物に関する教育を徹底し、分別を適切に行えるように する。 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 院内感染対策防止委員会から感染性廃棄物の処理方法についての ①現状 説明があり、周知している。 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関す る取組) ②計画

知徹底する。

保管・収集・処分などに関して追加・変更があった場合には随時周

	英廃棄物の再生利用に関 <sup>・</sup>	りる争坦			
	【前年度(	年度)	実績】	<u>,                                      </u>	
	特別管理産業廃棄物の種	類			
① 現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の		t		
S 2271	(これまでに実施	(これまでに実施した取組)			
	【目標】	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種	<u></u> 類			
②計画	自ら再生利用を行 特別管理産業廃棄物の		t		
	(今後実施する予	(今後実施する予定の取組)			
- う行う特別管理産業	 食廃棄物の中間処理に関 <sup>*</sup>	する事項			
	【前年度(	年度)	実績】		
	特別管理産業廃棄物の種	.類			
	自ら熱回収を行っ 特別管理産業廃棄物の	量	t		
① 現状	自ら中間処理により減量 特別管理産業廃棄物の		t		
	(これまでに実施	(これまでに実施した取組)			
	【目標】				
		類			
	自ら熱回収を行 特別管理産業廃棄物の		t		
②計画	自ら中間処理により減量 特別管理産業廃棄物の	量	t		
	(今後実施する予	正の取組)			

自	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
		【前年度(	年度) 実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類				
	① 現状	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t		
		(これまでに実施した	こ取組)			
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類				
	②計画	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t		
		(今後実施する予定の	 D取組)			
特別	別管理産業廃棄物の処理	!の委託に関する事項				
	【前年度( 令和3年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
		全処理委託量	57.822 t	t		
	① 現状	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t		
		再生利用業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t		
		· ·	こ取組) L直しを行い、病院名をは X集・保管できるよう確認			
				-		

## (第5面)

	②計画	【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
		全処理委託量	49.0 t	t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
		(今後実施する予定の取組) 委託処理業者の収集・運搬・処理が適切に行われているかどうか、処理場へ出向き、視察する予定。			
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度( 令和3年度)実績】			
		特別管理産業屋排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物	<b>量</b> を除く。)	57. 822 t	
		(今後実施する予定の電子マニフェスト導力			
※事務処理欄					

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。) について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。